



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件名 : 顧客管理システム運用保守業務
- 2 特定業者 : 株式会社日立製作所 北海道支社
- 3 特定理由 : 当業務は、お客様からの届出や電話対応業務等を担う顧客管理システムを正常かつ効率的に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、本システムの正確な理解・把握が不可欠である。  
上記業者は、本業務システムの製作者であり、設計の詳細や構築過程の改修点などを把握しているため、障害が発生した場合にもスムーズに調査を行い、効率的に修正を行うことが可能であり、また料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムとの連携についても実績があるため、後続業務に影響を与えないよう配慮しながら修正を行うことが可能である。  
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第15-21-00013号		
件名	上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 3月 2日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	73,444,800 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000015612 日本ユニシス(株) 北海道支店		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
日本ユニシス(株) 北海道支店		66,768,000					決定
(備考)							



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 : 上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務
- 2 特 定 業 者 : 日本ユニシス株式会社 北海道支店
- 3 特 定 理 由 : 当業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。  
また、本システムは大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。  
上記業者は、本業務システムの製作者でサーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施している。また、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、これまでの豊富な運用実績から本システムの情報資産、動作環境に精通している。  
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根 拠 規 定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

## 記

- 1 件名 窓口オンラインシステム運用保守業務
- 2 特定業者 日本ユニシス株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 

当業務は、窓口業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用と、万一障害が発生した場合には、迅速で確実な対応が求められる。

また、本システムは令和元年9月にサーバ機器更新（OS及びミドルウェア等の更新含む。）に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。

上記業者は、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を受託した業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、上記業者が著作権を有していること、これまでの豊富な運用実績をもっていることなどから、本システムの情報資産、動作環境に精通している。

上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。

以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令21条の14第1項2号  
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 配水センター計算機設備保守業務
- 2 業者名 美和電気工業(株)北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。  
当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。  
当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名

藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは 24 時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機㈱がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

1 件名 定山溪浄水場計算機設備保守業務

2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、  
システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行う  
には、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必  
要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有して  
いること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなけれ  
ば対応は不可能である。

本業務では、製造者の技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変  
換精度調整)・良否判断を求めている。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハード・ソフト共  
に製作し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自  
の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報も  
あることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記  
業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発  
生した異常にも対応可能である。

以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断  
されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名

白川浄水場計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

## 記

- 1 件 名 水源水質計器保守点検業務
- 
- 2 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 
- 3 特定理由
- 本業務で保守点検を委託する水源水質計器は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。
- この水質計器は、横河電機株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている水質計器の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。
- 上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該水質計器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
- 以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。
- 【特定調達契約の場合】
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第74-21-00013号		
件名	給配水モニタ保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 3月 2日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	28,600,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		26,000,000					決定
(備考)							



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 

本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。

給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。

本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。

以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。
- 4 根拠規定 特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。